

概要版

第9期

# 宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

住み慣れた地域で安心して  
自分らしく暮らし続けられる  
絆のまち「宇土」



令和6年3月 宇土市

## 計画の概要

「第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は高齢者福祉計画と介護保険事業計画の両計画を一体的に策定した計画です。

### 高齢者福祉計画

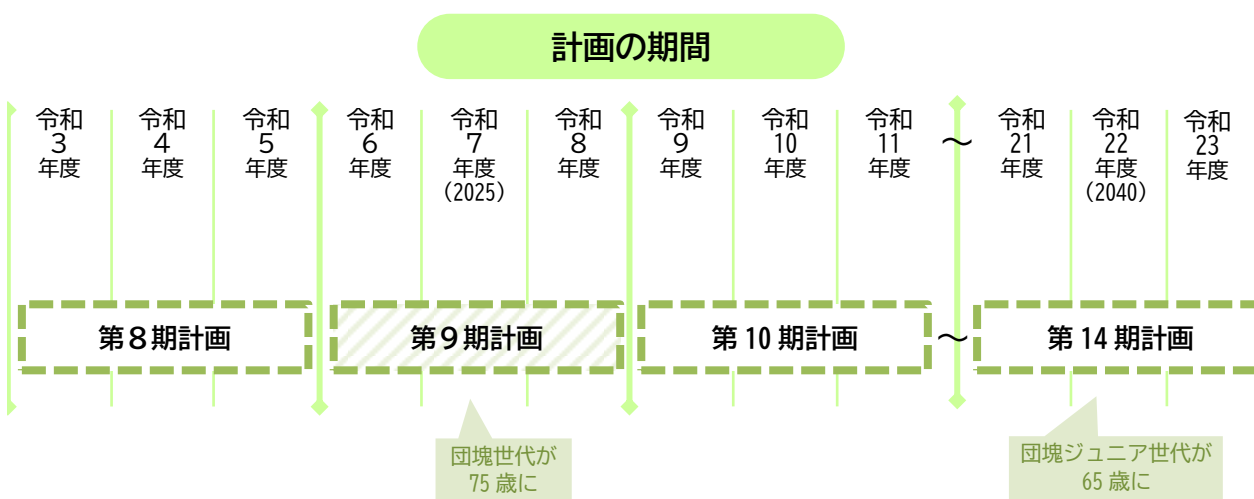
高齢者福祉計画は全ての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めたものです。

### 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護サービスの見込み量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に含まれたものです。

## 計画の期間

この計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。



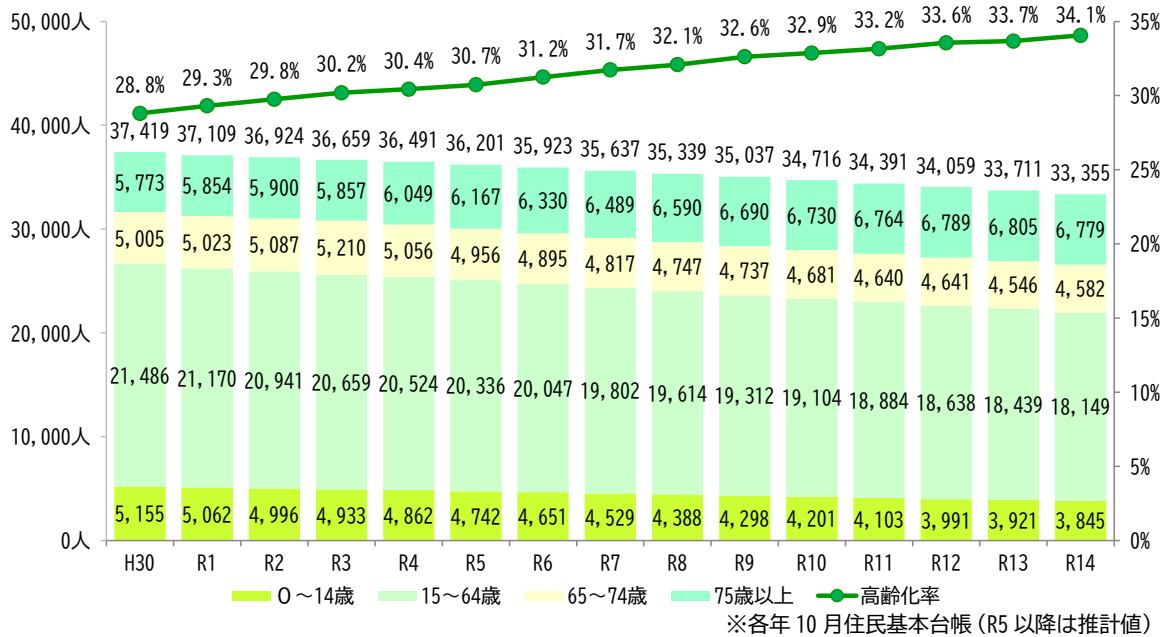
## 計画の基本的な考え方

第9期計画では、宇土市総合計画の施策目標や地域課題への対応、国や県の方針を踏まえた持続可能な地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指すとともに、コロナ禍の影響で達成できなかった施策を継続するため、第8期計画における基本理念「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」」を継承し、計画を策定します。

# 宇土市の現状

## ① 総人口の推移

近年、本市の総人口は減少していますが、65歳以上の高齢者数は増加傾向にあり、結果として高齢化率が上昇しています。将来予測（住民基本台帳を用いたコーホート変化率法による※）によると、今後は、人口減少に加えて、65歳以上の高齢者数も減少していくことが見込まれていますが、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者数は増加傾向が続く見込みとなっています。

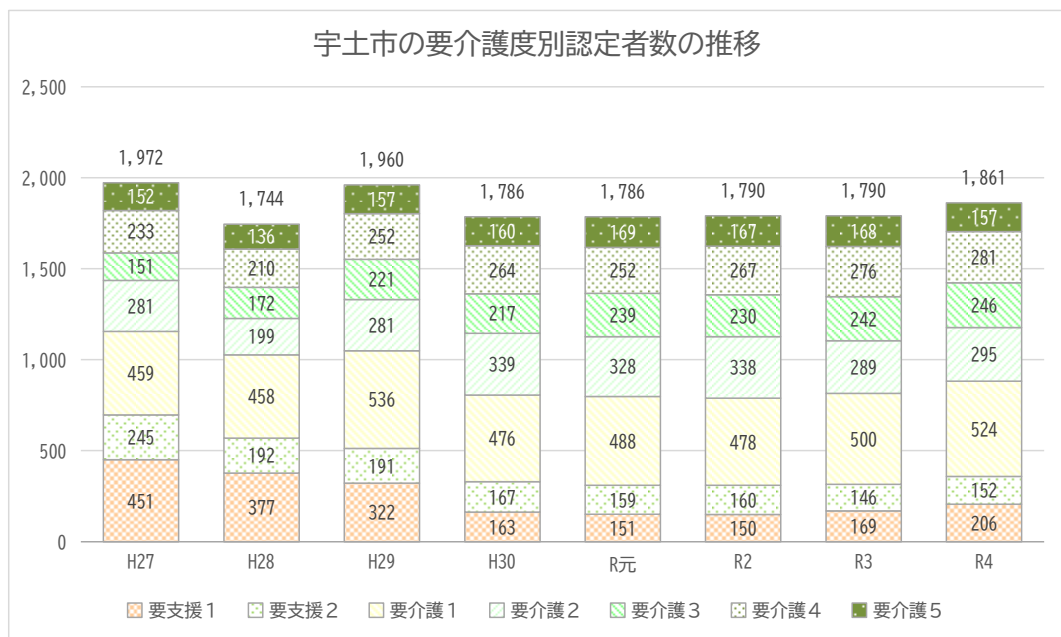


※コーホート変化率法…過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## ② 要介護度別認定者数の推移

要介護認定者数は、平成27年度の1,972人から増減を繰り返しながら推移し、令和4年度は1,861人となっています。

要介護度別に見ると、要支援1・2の方が、平成29年度から30年度にかけて大きく減少していますが、令和3年度から令和4年度にかけては増加しています。



※地域包括ケア「見える化」システム



基本  
理念

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるまち「宇土」

基本  
目標

1

### 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

認知症の予防や普及啓発と支援等の対策を継続して取り組むとともに、医療・介護が連携し多職種が関与する仕組みを充実させます。

また、引き続き権利擁護や虐待防止の推進を図るとともに、災害時や感染症対策、さらには、防犯や消費者被害防止に向けた取組を推進します。

基本  
目標

2

### 高齢者が自分らしく暮らせるまちづくり

介護予防・健康づくり事業、がん対策などを継続して取り組むとともに、フレイル対策を中心とした通いの場での体力測定などの評価や出前講座等、保健分野の事業と地域支援事業等を一体的に実施する「保健事業と介護予防の一体的実施」を促進します。

また、自主的な活動の場や学習機会の充実を図るうえで、地域活動や趣味を通じた仲間づくりの場の確保や、生涯学習及び生涯スポーツの推進、就労支援を継続するとともに、生活支援の担い手となる有償ボランティアや介護助手を育成し、生きがいを持って地域社会で活躍できる仕組みを構築します。

基本  
目標

3

### 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

その地域での生活を支援する環境を整備するとともに、在宅生活支援の中心となる地域包括支援センターの機能・体制強化を図ります。

また、介護・障がい・子育てなどの福祉における各分野を横断的に支援する体制を充実させ、地域の多様な課題に対応します。

さらに、全国的に深刻化している介護職員の人手不足に対し、国・県が実施する専門職の確保に向けた取組と、本市が実施する生活支援の担い手や介護助手の育成等、多様な担い手の確保に向けた取組を効果的に組み合わせた事業を展開します。

# 施策の体系図

## 基本理念

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」

### 基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

1. 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築
2. 医療と介護をはじめとした地域の多職種連携体制の構築
3. 高齢者の権利擁護・虐待防止、消費者被害防止の推進
4. 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進
5. 災害や感染症対策に係る体制整備

### 基本目標2 高齢者が自分らしく暮らせるまちづくり

1. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
2. 保健事業と介護予防の一体的実施の推進
3. がん治療に関する取組の推進
4. 高齢者のいきがいづくりと社会参加の促進

### 基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり

1. 自立支援・重度化防止の推進
2. 住み慣れた地域で生活するための環境づくり
3. 地域包括支援センターの強化
4. 地域共生社会の実現に向けた取組の強化・推進
5. 介護人材の確保に向けた取組の強化・推進

## 重点取組

認知症になっても暮らせても安心して暮らせる体制の構築

介護予防・健康づくり・健康づくりの一体的実施の充実の推進

自立支援・重度化防止の推進

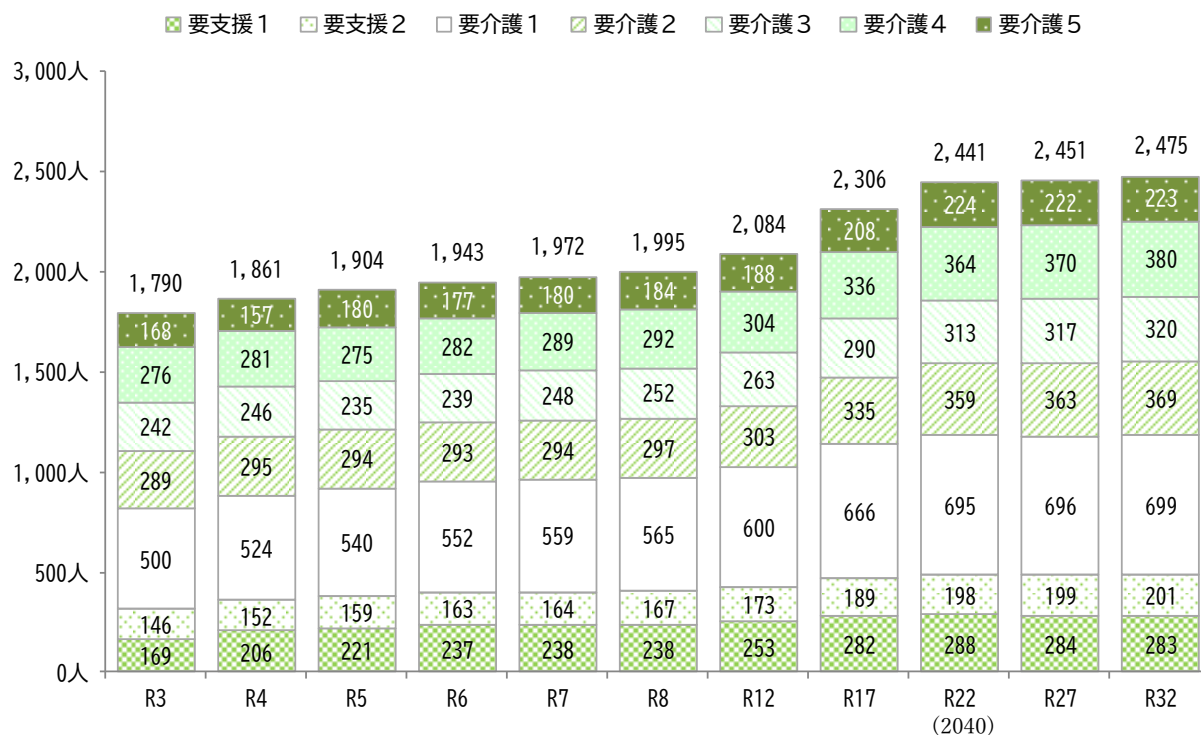
## 重点取組と目標の設定

これまで取り組んできた施策における現状や問題点、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で把握した地域課題解決のための取組等を基に、第8期計画と同様に、第9期計画期間中の重点取組と目標を設定します。重点取組に設定した項目は、具体的な目標値を定めるとともに、実績評価を毎年度行います。

重点取組	目 標	目標数値
★認知症になっても安心して暮らせる体制の構築	認知症サポーター養成数	8,100人以上
	令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「認知症の相談窓口を知っている人の割合」	33%以上 (R4年度 27.8%)
	認知症ステップアップ研修受講者数	各年度 12人以上
	多世代交流カフェの新設・再開箇所数	2箇所以上
	チームオレンジの新規立ち上げ数	1チーム以上
	オレンジガーデニングプロジェクトを実施する民間事業所数	30事業所以上
★介護予防・健康づくりの施策の充実・推進 ★保健事業と介護予防の一体的実施の推進	週一回開催型のふれあいクラブの新規立ち上げ箇所数	各年度 3箇所以上
	ふれあいクラブ実働クラブ箇所数	55箇所以上
	ふれあいクラブへの出前講座等実施回数	各年度 10回以上
	高齢受給者証交付時の講話や介護保険証送付時に啓発チラシを送付するなど口腔機能維持に関する啓発回数	各年度 24回以上
	令和7年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「一般高齢者の運動器機能リスク者の割合」	13.6%以下 (R4年度 15.3%)
★自立支援・重度化防止の推進	リハビリテーション専門職による、住民への介護予防の啓発、自立支援に関する活動回数	各年度 120回以上
	地域ケア会議で検討された対象者の重度化への進行率	市平均の重度化進行率を下回ることを目標とする

## 要介護度別認定者数の将来予測

認定者は、令和3年度に1,790人となっていました。令和5年度は1,904人（114人の増加）となっています。今後の予測は、令和7年度に1,972人となり、令和5年度と比較して68人の増加となります。さらに、令和12年度には2,084人、令和22年度には、2,441人になると予測されます。



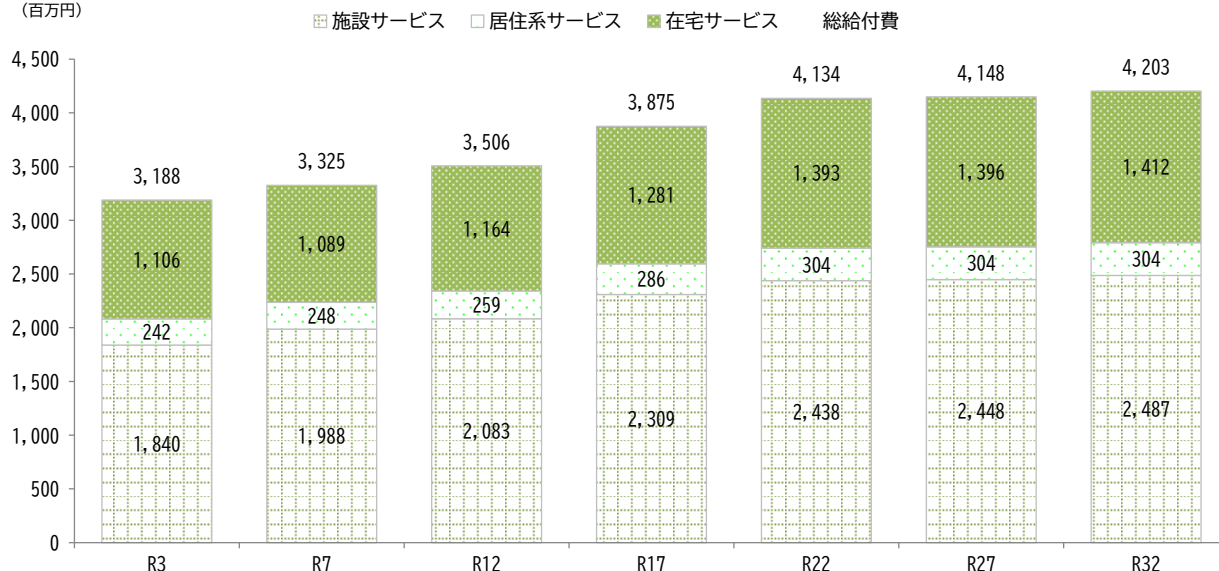
※ 地域包括ケア「見える化」システム

## 今後の介護給付費の推計

高齢者人口と認定者数、認定率の上昇により、介護給付費は2050年（令和32年）には2021年（令和3年）の約3割増となると推計され、さらなる増大が見込まれています。

このため、2040年を見据えた施策の展開が必要となります。

（百万円）



※ 地域包括ケア「見える化」システム

## 所得段階に応じた保険料

本市の第9期（令和6年～8年度）における保険料の所得段階は、国の方針に基づき、これまでの9段階を13段階とします。各段階における保険料の負担割合は以下の通りとなります。

	該当条件	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	・生活保護世帯者 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	20,000 (31,940)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485 (0.685)	34,040 (48,080)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685 (0.69)	48,080 (48,430)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であって、前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	0.90	63,180
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であって、前年の合計所得額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1.00	70,200
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	84,240
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	91,260
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	105,300
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	119,340
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額420万円以上520万円未満の方	1.90	133,380
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額520万円以上620万円未満の方	2.10	147,420
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額620万円以上720万円未満の方	2.30	161,460
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	168,480

※第1段階から第3段階については、公費による保険料軽減措置有。（ ）内は、軽減前の値。

### 第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

#### 【概要版】

発行 熊本県 宇土市 健康福祉部 高齢者支援課

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地

TEL 0964-22-1111 (代表)